

令和 7 年 9 月 1 7 日

**南相馬市農業委員会
9 月定例総会議事録**

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和7年9月17日(水) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	欠	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	13	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	欠	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	欠	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

原町区 木幡 有助

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹 ②次 長 大坪 勇彦 ③主 査 林 雄司
④主 査 宮本 達男 ⑤副主査 米本 一樹

農地集積課

①係 長 但野 典康 ②主 査 遠藤 昌治 ③主 査 荒 芳子
④副主査 穴戸 達弥

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 36 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 37 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 38 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 39 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 7	議案第 99 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 8	議案第 100 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 101 号	農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 10	議案第 102 号	農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 11	議案第 103 号	農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 12	議案第 104 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 13	議案第 105 号	農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 14	議案第 106 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 107 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 16	議案第 108 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 17	議案第 109 号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和7年9月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、1番委員、5番委員、8番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により、定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号2番委員、3番委員、17番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。8月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございません。

議 長 次に、日程第3、報告第36号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第17号から第20号までの4件になりますが、二つの地区に関するものですので、2回にまとめた報告と審議をお願いします。

先ず、専決第17号及び第18号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第36号、専決第17号と専決第18号を一括してご説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。本件は、原町区泉地区の農地の売買を行うものです。農地の出し手は1名であり、専決第17号で田2筆3,976㎡の農地を福島県農業振興公社に売渡しようとするものです。また、農地の受け手は1名であり、専決第18号で先ほどの農地を福島県農業振興公社から買入しようとするものです。これらの件について、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、農地の出し手及び受け手それぞれに対して、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件に係る結果については、報告第37号にて報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第19号及び第20号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第36号、専決第19号と専決第20号を一括してご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。本件は、原町区下北高平地区の農地の売買を行うものです。農地の出し手は1名であり、専決第19号で田1筆1,600㎡の農地を福島県農業振興公社に売渡しようとするものです。また、農地の受け手は1名であり、専決第20号で先ほどの農地を福島県農業振興公社から買入しようとするものです。これらの件について、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、農地の出し手及び受け手それぞれに対して、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件に係る結果については、報告第38号にて報告いたします。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第4、報告第37号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の18番委員からの説明を求めます。

18番委員 報告第37号についてご説明いたします。議案書の7ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と、公社から受け手への売買を同時に行ったものです。去る8月28日の午前10時より南相馬市役所北庁舎2階打合せスペース東側において、出し手1名、受け手1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容について説明いたします。まず、出し手から公社への売買について申し上げます。出し手側から10アール当たり45万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10アール当たり45万円で公社が購入することとなりました。売買代金は178万9,200円となり、公社手数料として1万7,800円を差し引き、支払額は177万1,400円となります。

次に、公社から受け手への売買について申し上げます。公社側から、田について10アール当たり45万9,881円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め182万8,486円となりました。なお、この件は議案第99号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第38号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の18番委員からの説明を求めます。

18番委員 報告第38号についてご説明いたします。議案書の8ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と、公社から受け手への売買を同時に行ったものです。去る8月28日の午前10時50分より南相馬市役所北庁舎2階打合せスペース東側において、出し手1名、受け手1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容について説明いたします。まず、出し手から公社への売買について申し上げます。出し手側から10アール当たり45万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10アール当たり45万円で公社が購入することとなりました。売買代金は72万円となり、公社手数料として7,200円を差し引き、支払額は71万2,800円となります。

次に、公社から受け手への売買について申し上げます。公社側から、田について10アール当たり45万9,881円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め73万5,809円となりました。なお、この件は議案第99号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願います。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第39号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第39号についてご説明いたします。議案書の9ページから15ページに

なります。今回３９件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第７、議案第９９号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第９９号についてご説明いたします。議案書の１６ページから２１ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第１７条の２８第３項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第９９号についてご説明いたします。議案書の１６ページから２１ページになります。対象件数は所有権の移転が３件、利用権の設定が１９件、再転貸が１７件となっております。議案書の１７ページ、整理番号１番から３番の所有権移転については、報告第３７号から３８号に係る内容となっております。なお、所有権移転の対価については所有権移転調整会議において決定しております。

議案書の１８ページから１９ページ、整理番号１番から１９番については、担い手の集積による賃借契約となります。整理番号１番から７番については、高平中部地区における公益財団法人福島県農業振興公社への貸付契約となります。整理番号８番については、同じく高平中部地区における福島県農業振興公社からの借受契約となります。整理番号９番から１４番及び１８番については、原町区一般地区における福島県農業振興公社への貸付契約となっております。整理番号１５番から１７番及び１９番については、同じく原町区一般地区における福島県農業振興公社からの借受契約となっております。議案書の２０ページから２１ページ、整理番号１番から１７番については、小高東部地区における再転貸による契約となっております。いずれの案件も賃借料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第8、議案第100号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第100号についてご説明いたします。議案書の22ページから35ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第100号についてご説明いたします。議案書の22ページから35ページになります。小高区女場地区において、担い手の法人化により農用地の利用関係の改正について審議を求めるものでございます。変更内容は28ページになります。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第9、議案第101号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第101号についてご説明いたします。議案書の36ページから52ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第23条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第101号についてご説明いたします。議案書の36ページから52ページになります。本年7月、小高北部地区農山村地域復興基盤総合整備事業区内の小高区小谷地区において、営農改善組合が設立となり農用地利用規程を作成しましたので、その認定に当たり審議を求めるものです。農用地利用規程の内容につきましては、議案書の39ページから43ページをご覧ください。当該規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、小高区小谷地区の強い農業経営と生活環境の改善を目的としております。第2条に具体的な三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、43ページの区域図のとおりとなります。第4条から第14条では、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第10、議案第102号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第102号についてご説明いたします。議案書の53ページから66ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第23条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第102号についてご説明いたします。議案書の53ページから66ページになります。本年8月、小高北部地区農山村地域復興基盤総合整備事業区内の小高区鳩原・羽倉地区において、営農改善組合が設立となり農用地利用規程を作成しましたので、その認定に当たり審議を求めるものです。農用地利用規程の内容につきましては、議案書の56ページから60ページをご覧ください。当該規

程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、小高区鳩原・羽倉地区の農業経営と生活環境の改善を目的としております。第2条に具体的な三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、60ページの区域図のとおりとなります。第4条から第14条では、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

6 番委員 この農用地集積計画図は、仮換地が終わっている状況ではなく、従前地の集積と捉えてよろしいですか。

農地集積課 今ほどの質問は、60ページの農用地集積計画図の部分かと思います。こちらの集積につきましては、従前地での集積状況となっております。今後、基盤整備の事業が進展していくにしたがいまして、一時利用ベース、最終的には換地ベースでの集積へ変更していく形になっております。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第11、議案第103号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第103号についてご説明いたします。議案書の67ページから82ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第23条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第103号についてご説明いたします。議案書の67ページから82ページになります。小高区大富地区におきまして、営農改善組合を設立いたしました。農用地利用規程も作成いたしましたので、認定に当たり審議を求めるものでござ

います。農用地利用規程の概要につきましては、70ページからとなります。当該規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、大富地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第2条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、74ページの区域図のとおりでございます。第4条から第13条では、第2条で示しました取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。当地区の担い手は1名を予定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第104号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に申請番号5番を審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、18番委員には、この間、退席願います。暫時休議します。

 (休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号5番の説明を求めます。

事務局 議案第104号、申請番号5番についてご説明いたします。議案書の85ページになります。申請番号5番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。18番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、残り全部について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第104号の、残りの案件についてご説明いたします。議案書の83ページから85ページになります。申請番号1番から6番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

16番委員 申請番号1番ですが、この地域はほ場整備が進んでいる地域です。本人に確認しましたが、申請に当たっては旧地番で申請していただくことで了承を得ているようですので報告します。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第105号「農地法第5条の規定による許可処分取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第105号についてご説明をいたします。議案書の86ページ、申請番号1番につきまして、申請者の住所氏名、土地の表示、取り消しの願出をする理

由につきましては記載のとおりでございます。一般住宅を建築する目的で平成28年6月に転用許可を受けましたが、工事は未着手の状況です。建築基準法による進入路の幅員を確保することが困難となり、接道要件を満たすことができなくなり、住宅建築を断念することとなったため、転用許可を取り消しするものとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第106号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第106号についてご説明をいたします。議案書の87ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請番号1番につきましては、先月8月の定例総会の保留の案件となっております。また申請番号1番、2番ともに、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第106号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページになります。去る8月25日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、9番委員。

9番委員 議案第106号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページになります。去る9月12日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行

政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第107号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第107号についてご説明をいたします。議案書の88ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。ともに一時転用の申請となり、申請番号1番は、許可日から1年間、申請番号2番につきましては、許可日から令和8年4月30日までの期間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、10番委員。

10番委員 議案第107号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページになります。去る9月8日午前9時より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、16番委員。

16番委員 議案第107号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は4ページになります。去る9月6日午前11時30分より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準と

もに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
す。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１６、議案第１０８号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１０８号についてご説明をいたします。議案書の８９ページ、申請番号１番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。第２種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、７番委員。

７番委員 議案第１０８号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は５ページになります。去る９月８日午後２時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第１７、議案第１０９号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第109号についてご説明いたします。議案書の90ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号1番の2筆を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番から4番について、現地調査委員を代表しまして、10番委員から報告を願います。

10番委員 議案第109号申請番号1番から4番について、現地調査の報告をいたします。去る9月5日午後1時30分より、農業委員2名、推進委員1名、事務局1名、合計4名で現地調査を行いました。まず、申請番号1番について、報告いたします。現地案内図は6ページです。申請のあった5筆のうち、大甕字森合と大甕字酒井の2筆は、草刈り等すれば農地として利用可能なことから、農地と判断しました。残り3筆は、竹が生い茂り竹林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号2番について、報告いたします。現地案内図は7ページです。雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号3番について、報告いたします。現地案内図は8ページです。宅地に囲まれた狭小地であり、農地として利用度が低いことから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号4番について、報告いたします。現地案内図は9ページです。雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

以上4件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしく願います。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告4件、及び議案11件、合わせて15件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の9月定例総会を閉会と

いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

(閉会 午後2時30分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和7年10月17日

議事録署名人(2番・ニシヤマ タケシ)

議事録署名人(3番・ヨコヤマ ジン)

議事録署名人(17番・ハンガイ マチコ)
